

令和 7 年 9 月 10 日 開会
令和 7 年 9 月 19 日 閉会

令 和 7 年
第 3 回 定 例 会 会 議 錄
(2 日 目)

小 豆 島 町 議 会

開議 午後 1 時31分

○議長（谷 康男君） こんにちは。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

定例会初日から議案審議でお疲れのところお集まりくださいまして、ありがとうございます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、皆様のご協力をお願いします。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより開会します。（午後 1 時32分）

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 議案第70号に対する決算特別委員会審査報告について

○議長（谷 康男君） 日程第1、議案第70号に対する決算特別委員会審査報告についてを議題といたします。

決算特別委員長の審査結果を求めます。安井委員長。

○決算特別委員長（安井信之君） 令和7年9月19日。小豆島町議会議長谷康男殿。決算特別委員会委員長安井信之。

決算特別委員会審査報告書。

本委員会は、9月10日に付託されました令和6年度小豆島町歳入歳出決算認定について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。令和7年9月12日、16日、17日。

2. 審査の経過。理事者の出席を求め、令和6年度小豆島町歳入歳出決算全般にわたり、決算書、施策の成果及び監査委員の決算審査意見書を参考にしながら、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。議案第70号令和6年度小豆島町歳入歳出決算認定については、次の事項に留意すべきであるとの意見を付して、認定すべきものと決定した。

こども教育課。奨学金貸付事業について、貸付金の返還が滞っている状態にあるため、適正な管理を行い、未収金の回収に努められたい。以上です。

○議長（谷 康男君） それでは、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の立場から発言を許します。13番鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は、議案第70号令和6年度小豆島町歳入歳出決算認定に反対の立場で討論をいたします。

決算全体としましては、必要な事業が行われていると思いますので、一定の評価をいたします。

しかしまず、同和事業については、部落解放同盟や各支部に対する団体助成や自動車免許取得補助などの特定の住民に対する助成などは、住民の理解を得られず、やめるべきだと考えます。そして、生活困窮者に対する福祉施策として必要な事業については、同和事業ではなく住民誰もが受けられる一般的な施策に移行していく必要があると思います。

また、マイナンバーについては、多くの問題が指摘されて、実際にトラブルが起こっています。例えば、マイナ保険証。政府はマイナ保険証への一本化に向けて12月2日以降、従来の健康保険証の利用を停止する方針です。一本化といえば、様々な煩雑な手続が一つに効率化されるように聞こえますが、実態は真逆で、保険証の廃止以後、医療機関の窓口で利用者の保険情報を確認する証明書は、期限切れ保険証の暫定的な運用も含めると、少なくとも9種類も混在する異常事態となります。これらの混在する証明書はこれまで保険証1枚あれば不要だったものばかりで、政府が従来の保険証の廃止に固執し、そのため例外を積み重ねた結果です。政府のデジタル化の押売で事務手續が効率化するどころか、より煩雑となっているのが実態です。マイナカードの強制はやめるべきだと考えます。

また、後期高齢者医療制度は、保険料が引き上げられるなど、75歳以上の高齢者にますます重い負担となっている高齢者いじめの制度であり、廃止すべきと考えます。以上のことから反対をいたします。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。1番大下議員。

○1番（大下 淳君） 私は、議案第70号令和6年度小豆島町歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論いたします。

本決算は、次代に夢をつなぐ、持続可能なまちづくりを目指し、内海地区統合小学校整備事業や防災行政無線の再整備、観光施設等の整備をはじめとした各種観光振興施策の推

進、また物価高騰対策として、小・中学校の給食費無償化や出産・子育て応援給付金の子育て世帯への支援、低所得世帯への給付金による暮らしの支援など、住民生活に密接に関係する事業を確実に執行しているものと考えます。

同和問題については、今なお完全な部落差別の解消には至っておらず、地方公共団体はその実情に応じた施策を推進する責務があります。

また、行政デジタル化の推進に向けてマイナンバー制度は不可欠な制度であり、マイナンバーカードの普及や行政手続の簡略化に向けた利活用の促進、制度の厳格な運用を図るために必要な予算の執行です。

各特別会計、企業会計においても、議会の議決によって成立した予算に基づき、経費節減に努め、効率的かつ効果的に執行し、事業を行ったものと考えます。

よって、私は議案第70号に賛成いたします。以上です。

○議長（谷 康男君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。議案第70号令和6年度小豆島町歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第70号令和6年度小豆島町歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定されました。

~~~~~

日程第2 議案第75号 小豆島町内海地区統合小学校建設工事（電気設備工事）に 係る工事請負契約について

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、議案第75号小豆島町内海地区統合小学校建設工事（電気設備工事）に係る工事請負契約についてを議題といたします。提案の理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第75号小豆島町内海地区統合小学校建設工事（電気設備工事）に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、小豆島町内海地区統合小学校建設工事（電気設備工事）に係る工事請負契約について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございま

す。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 教育施設課長。

○教育施設課長（守山和利君） 議案第75号小豆島町内海地区統合小学校建設工事（電気設備工事）に係る工事請負契約についてご説明いたします。

追加上程議案集2ページをお願いします。

小豆島町内海地区統合小学校建設工事（電気設備工事）を実施するに当たり、予定価格が5千万円以上の工事請負契約を締結することから、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

1、契約の目的は、小豆島町内海地区統合小学校建設工事（電気設備工事）。2、契約の方法は、一般競争入札による契約。3、契約金額は3億129万円、請負率は98.73%でした。4、契約の相手方は、香川県小豆郡小豆島町馬木甲852番地1、田中電気工事株式会社、代表取締役田中真一郎でございます。

次のページをご覧ください。

概要書です。1から3につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

4、工期は、町の指定する日から令和8年12月28日まで。

5、工事概要は、小豆島町内海地区統合小学校校舎棟（鉄筋コンクリート造2階建て）、建築面積2,529.2平方メートル、延べ床面積4,544.0平方メートル。渡り廊下、屋外便所、グラウンド照明に係る電気設備工事一式でございます。

6、入札業者は、田中電気工事株式会社1社でした。

次のページに参考資料といたしまして、電気設備屋外配置図を添付しております。以上で議案第75号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。よって、議案第75号小豆島町内海地区統合小学校建設工事（電気設備工事）に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第3 議案第76号 調停の成立について

○議長（谷 康男君） 日程第3、議案第76号調停の成立についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第76号調停の成立について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、町営改良住宅の明渡しを求める調停の成立について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 住まい政策課長。

○住まい政策課長（真砂智規君） 議案第76号調停の成立についてご説明させていただきます。

追加上程議案集の5ページをお願いいたします。

1、事件名は、土庄簡易裁判所令和7年（ノ）第2号建物明渡し等請求事件で、これは令和7年第2回臨時議会でご議決いただき、申し立てた調停事件でございます。

2、相手方、利害関係人、ともに町内在住者でございます。

3、調停を成立させる理由ですが、本案の調停内容につきましては、相手方に対し、不法占有している町営改良住宅Aの明渡し及び町営改良住宅Bの家賃相当額の損害金の支払いを町が求めるもので、町営改良住宅Aにつきましては、相手方以外にも利害関係人が不法占有していることが判明し、令和7年7月28日に開催された第1回の調停において、両者が明け渡すことについて相手方との間で協議が調ったため、調停を成立させようとするものでございます。なお、町営改良住宅Bの家賃相当額の損害金の支払いにつきましては、本件調停において継続して協議をしてまいります。

4、調停条項案は、(1)相手方及び利害関係人は、申立人である小豆島町に対して、町営改良住宅Aを権原なく占有していることを認める。(2)申立人は、相手方及び利害関係人に対し、町営改良住宅Aの明渡しを令和7年12月31日まで猶予する。(3)相手方及び利害関係人は、申立人に対し、前項の期日限り町営改良住宅Aを明け渡す。(4)相手方または利害関係人が町営改良住宅Aの明渡しを遅延したときは、相手方及び利害関係人は連帶して申立人に対し、令和8年1月1日から明渡し済みまで1か月につき金4,500円の割合による賃料相当損害金を支払う。(5)申立人、相手方及び利害関係人は、申立人と相手方

との間及び申立人と利害関係人との間には、町営改良住宅Aの明渡しに関し未払い賃料は除く本調停条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。(6) 調停費用は各自の負担とする、でございます。以上、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。よって、議案第76号調停の成立については原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第4 議員派遣の件について

○議長（谷 康男君） 次、日程第4、議員派遣の件についてを議題とします。

議員派遣についてはお手元に配付のとおり派遣することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定されました。

～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第5 閉会中の継続調査の申し出について

#### 日程第6 閉会中の継続調査の申し出について

#### 日程第7 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（谷 康男君） 次、日程第5から日程第7、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、日程第5から日程第7を一括で議題とします。

各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び各特別委員会委員長から、各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定されました。

以上で本日の日程は終了しました。

以上で今期定例会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして令和7年第3回小豆島町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後1時50分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員